

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

				資料番号	30	担当課	薬務衛生課
法令名	温泉法	根拠条項	10	不利益処 分の種類	原状回復命令		
○温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号） （原状回復命令） 第十条 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該掘削が行われた場所に温泉がゆう出しないときは、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けずに温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者に対しても、同様とする。 （土地の掘削の許可） 第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。							